

古物競りあっせん業者における相手方の真偽確認について

古物営業法第21条の2（相手方の確認）

古物競りあっせん業者は、古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければならない。

☆**努力義務を満たしていると認められる措置とは**（平成15年8月4日付、生活安全局長通達）

古物競りあっせん業者は、古物の売却をしようとする者から出品を受け付けようとするときは、その者の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければならないこととされ、出品者から、その人定事項（通常、住所、氏名及び年齢があれば十分であるが、これらと同程度の特定ができるものであれば、他の事項でも構わない。）の申出を受けるとともに、以下の措置をとっていれば、本件努力義務を満たしていると認めることができる。（**出品時の真偽確認義務**）



①口座振替による認証

出品者が本人名義の預貯金口座から振替の方法により料金の支払を行うことを、口座が開設されている金融機関等が承諾していることを確かめること

②クレジットカード認証

出品者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができることを確かめること

③エスクロー等

①又は②の措置と同等以上の効果を有するその他の措置（古物競りあっせん業者が落札者から代金を預かり、出品者の本人名義の預貯金口座に振り込むことを約すること等）

※ 以上の措置をとった者に対して発行したID・PWを入力させる措置をとっている場合も、本件努力義務を満たしていると認めることができる。